

役員の退任慰労金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人企業情報化協会(以下協会という)の役員に対する退任慰労金の支給について定めたものである。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する役員は、常勤理事(常勤である理事をいう。以下同じ。)とする。

(算定の方法)

第3条 常勤理事の退任慰労金の算定は、次のとおりとする。

(退任時月額報酬×在任年数×係数)

2. 常勤理事の退任時月額報酬とは、第4条第1項で示す月の報酬をいう。
3. 前項の退任時月額報酬が、職務分掌の変更などの理由により、過去の最高時に比べて、50%未満の範囲を減額されている時は、過去の最高月額報酬で算定する。
4. 係数は在任年数に基づき、以下のとおりとする。
 - ① 在任年数が4年以下の場合 : 2.00
 - ② 在任年数が4年超6年以下の場合 : 1.70
 - ③ 在任年数が6年超の場合 : 1.50

(在任年数の計算)

第4条 在任年数は、就任の月から起算し、次の各号に示された月までとする。

- ① 退任した月
 - ② 退任はしないが、非常勤・無給となった月
 - ③ 退任はしないが、職務分掌の変更などの理由で、月額報酬がそれまでの50%以下に減額された月
 - ④ 常勤理事から監事になった月
 - ⑤ 死亡した月
2. 前項第3号の場合、当該月後、新たな在任年数として別途に計算する。
 3. 在任年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。
 4. 休職期間は、特別の事情のあるときを除き、在任期間に算入しない。

(特別減額)

第5条 在任期間中、特に協会の信用を傷つけ、あるいは協会に重大な損害を与えた場合などに、総会の決議により退任慰労金を減額することができる。

(支払い)

第6条 退任慰労金の支給については、総会決議に基づき支払う。

(改定)

第7条 本規程の全部または一部の改定は、総会の承認を必要とする。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（令和3年6月18日総会決議）

この規程の改正は、総会の決議の日から施行する。